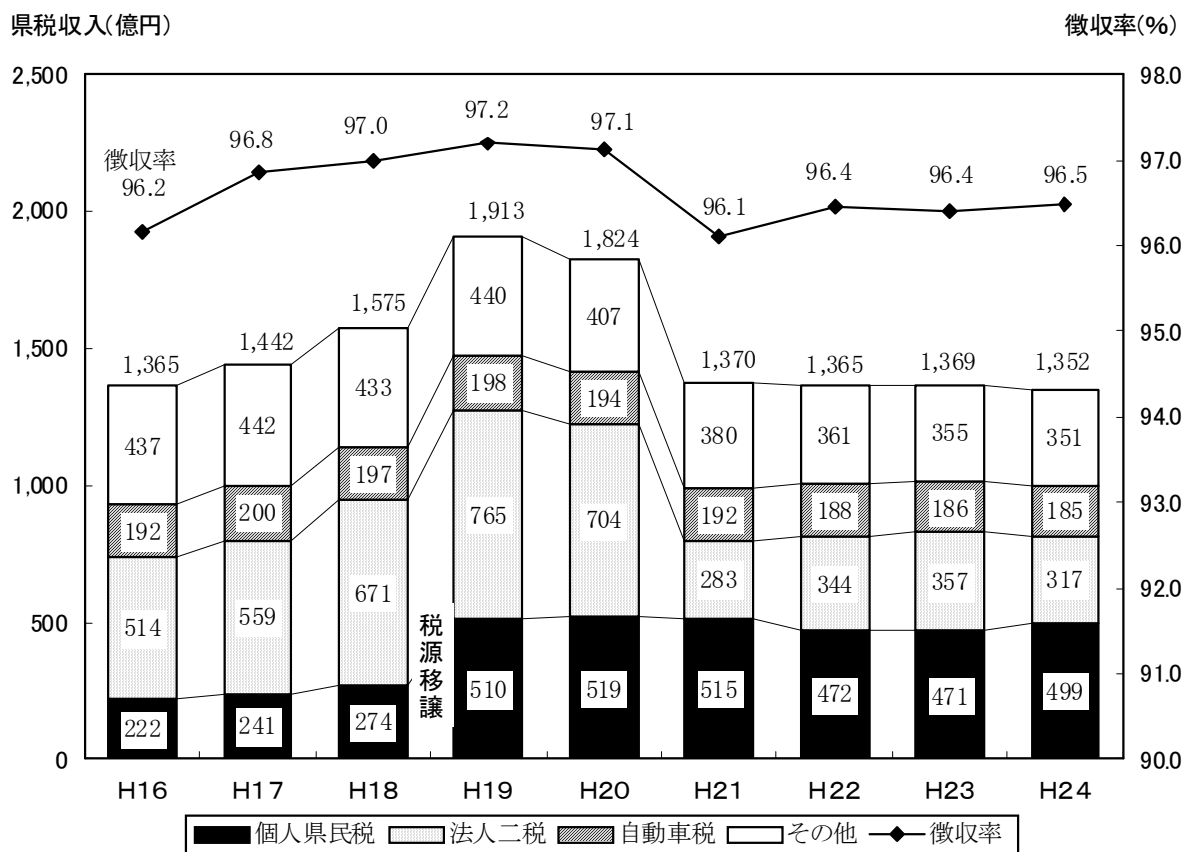


税 収 の 確 保 に つ い て

1. 県税収入額と収入未済額等の推移について

(1) 県税収入額と徴収率の推移



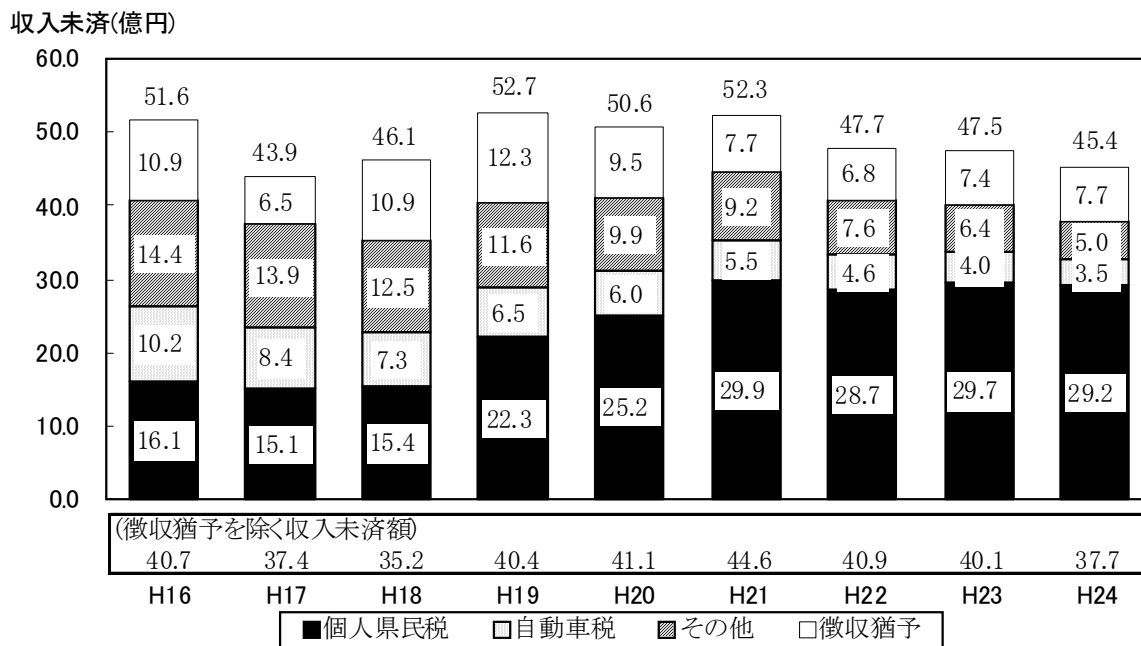
①平成19年度は、所得税から住民税への税源移譲が行われ、個人県民税の収入額が概ね倍増した。

②平成21年度は、世界同時不況により企業業績が大幅に悪化したことに加えて、地方法人特別税の導入により法人事業税の一部を国が都道府県へ再配分することとなったため、法人二税の収入額が大幅に減少した。

また、主に、徴収率の高い法人二税の収入額の減少に伴い、県税全体の徴収率が下降した。

③平成24年度は、平成23年度に比べて、年少扶養控除の廃止等により個人県民税の収入額は増加したものの、法人二税は平成23年夏頃からの急激な円高等の影響により減少した。

(2) 収入未済額の推移



- ①個人県民税は、税源移譲後、収入未済額の累積により増加していたが、平成23年度の約29.7億円に対し、平成24年度には約29.2億円に若干減少した。
- ②平成17年度から、滞納整理の早期着手や滞納処分 of 徹底に取り組んだことにより、
 - ・自動車税は、平成16年度の収入未済額は約10.2億円であったが、平成24年度には約3.5億円まで減少した。
 - ・その他の税は、平成16年度の収入未済額は約14.4億円であったが、平成24年度には約5.0億円まで減少した。
- ③平成24年度の徴収猶予を除く収入未済額は、平成23年度の約40.1億円に対し、約37.7億円に減少した。

2. 税収の確保に向けたこれまでの取組について

(1) 個人県民税にかかる取組

個人県民税は、地方税法において、市町が市町民税と併せて賦課徴収することとされ、県は市町に対し必要な援助を行うこととされている。

このため、県は、市町と協議のうえ、市町と連携した取組を行っている。

〈平成24年度の主な実績〉

- ①市町と連携して個人住民税に係る特別徴収が行われるよう事業者に対して働きかけを実施した。

(実績) 平成21年度から計画的に実施しており、給与所得者のうち特別徴収により納付している納税義務者の割合は、平成21年度の69.9%に対し、平成24年度には74.6%に増加。

②地方税法に基づき、個人住民税の徴収権限を県に引き継いだうえで、県が直接徴収を実施した。

(実績) 引継対象の件数および税額 432件、約74,706千円

うち、滞納処分等を行った件数および税額 304件、約55,471千円

③県と市町および市町間の連携の強化などを目的に、県職員2名を市町に1年間派遣し市町職員と共同で市町税を徴収するとともに、当該市町からは職員1名を大津市へ派遣した。

(実績) 栗東市へ県職員を派遣

市税全体の徴収率 対前年0.3%上昇(平成24年度速報値)

④県職員と市町職員による合同捜索チームを編成し、滞納者宅等での差押えを実施した。

(実績) 13事案について捜索を実施し、現金20千円を含む動産66点を差押え、うち32点を換価(約460千円)

⑤県職員を必要に応じて市町へ派遣し、徴収に係る困難案件などについて支援を実施した。

(実績) 長浜市、甲賀市、野洲市へ延べ90日、107人を派遣

(2) 個人県民税以外の県税にかかる取組

より一層の適正な課税に向けて課税漏れを防止するため、法人二税については県と市町の課税データの突合による未申告法人の調査を実施するとともに、軽油引取税については路上や貯蔵タンクでの抜取調査を実施している。

〈平成24年度の主な実績〉

①法人二税：新規登録法人に係る納税額 約146千円

②軽油引取税：抜取調査に基づいた正規軽油購入の指導による納税額 約137,966千円

また、収入未済額の縮減に向けては、納期限後、自主納付を促すための催告を行うとともに、滞納者の財産調査を行い、納期限から4か月後には差押予告書の一斉送付を行うなど、効率的な催告と徹底した滞納処分に努めている。

加えて、悪質な滞納者に対しては、家宅等の捜索を実施している。

〈平成24年度の主な実績〉

①差押：2,069件 [参考] 平成16年度実績：801件

②捜索：15事案について捜索を実施し、現金23千円を含む動産28点を差押え

[参考] 平成16年度実績：なし

③公売：42件について公売を実施し、32件が落札(約7,877千円)

[参考] 平成16年度実績：22件実施し、17件が落札(約3,510千円)

3. 税収の確保に向けた課題等と今後の取組について

(1) 課題等

滞納整理にかかるこれまでの市町と連携した取組により、各市町の徴収の技術は大幅に向

上しているものの、平成19年度の税源移譲後、個人県民税の収入未済額が増加している。平成24年度では県税全体の収入未済額（徴収猶予を除く）の約77%を占めており、その縮減が大きな課題となっている。

また、個人県民税以外の県税については、より一層、適正な課税と確実な徴収に努めることが必要である。

(2) 今後の取組

個人県民税の収入未済額の縮減に向けて、市町と協議のうえ、引き続き県と市町の連携した取組を行うとともに、その縮減には、徴収率の高い特別徴収制度の活用が有効であることから、市町と普通徴収から特別徴収への切替えをより一層促進するための方策を検討する。

個人県民税以外の県税については、引き続き適正な課税客体の捕捉に努めるとともに、滞納整理の早期着手に加えて、不動産、預金、給与等の差押えや、搜索による動産の差押えなど、徹底した滞納処分に努める。

また、県と市町の双方の収入未済額の縮減を目的とした税務事務の共同化のモデル地域として、8月1日からは高島地域において県と高島市が共同で徴収業務を開始しており、その他の地域についても早期に共同化の取組ができるよう市町と協議を進める。